

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）	変更理由
<p>(箇条追加)</p>	<p><b>2.8 作業停止計画と容量停止計画の整合</b>  <b>2.8.1 容量停止計画の調整【参考】</b>  <u>容量停止計画の調整の詳細は、「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」など、容量市場に関するマニュアル等によるが、原則として、実需給2年度前の年間計画（翌々年度分）において、次のような調整を実施する。</u></p> <p><b>(1) 調整対象</b>  <u>次の①～③のいずれかの理由に伴い、電源の出力が停止又は抑制（以下、出力停止等）する計画がある場合、容量停止計画の提出・調整を行う。</u></p> <p><u>①電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン）における発電設備の定期補修<sup>※1</sup>及び中間補修<sup>※2</sup>を対象<sup>※3</sup>）</u>  <u>※1 定期補修：定期的実施する点検・補修作業で定期自主検査など</u>  <u>※2 中間補修：定期補修に対し必要に応じて実施される補修</u>  <u>※3 日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合を除く</u></p> <p><u>②流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は対象外）</u></p> <p><u>③従来からの地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合</u></p>	<p>・ 容量停止計画の導入に伴う対応                      （容量停止計画の調整概要）</p>
<p>(箇条追加)</p>	<p><b>(2) 調整手順</b>  <u>①当該年度において出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画を広域機関に提出し、広域機関が一般送配電事業者と共有する。</u>  <u>※8月以降は、一般送配電事業者と同調に係る他の事業者の同意が得られることを条件に、長期固定電源の容量停止計画の追加・変更が認められる。</u></p> <p><u>②一般送配電事業者は、9月末までに電源の出力制約等を伴う流通設備作業を発電契約者に通知し、発電契約者は容量提供事業者と共有する。通知対象は、次に条件の全てを満たすことを基本とし、各供給地域の系統状況や計画停止調整状況を勘案し、必要に応じて通知する。なお、9月末以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、次の条件に関わらず、通度通知する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>広域連系系統における作業停止計画</u></li> <li>・ <u>流通設備作業により発電制約を伴う作業停止計画</u></li> <li>・ <u>停止期間が30日程度以上の作業停止計画</u></li> </ul> <p><u>※10月以降は、同調に係る他の事業者の同意が得られることを条件に発電制約を伴う流通設備作業計画（30日未満、ローカル系統を含む、高圧・低圧等を除く）の追加・変更が認められる。</u></p>	<p>・ 容量停止計画の導入に伴う対応                      （容量停止計画の調整概要）</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）	変更理由
<p>(箇条追加)</p>	<p><u>③当該年度において出力停止等を必要とする容量提供事業者は、10月末までに容量停止計画を広域機関に提出する。</u>  <u>※①で提出した長期固定電源の容量停止計画の再提出は不要</u></p> <p><u>④広域機関は容量提供事業者から受領した容量停止計画に基づき、供給信頼度評価を実施し、容量停止計画による追加設備量（計画停止可能量を確保するために必要な供給力）の利用状況または供給信頼度に影響を与えている状況を公表する。</u></p> <p><u>⑤一般送配電事業者及び容量提供事業者は、④の公表内容を確認し、追加設備量を利用している月または供給信頼度に影響を与えている月に容量停止計画や発電制約を伴う流通設備作業計画（30日未満、ローカル系統を含む、高圧・低圧等を除く）がある場合、12月末までに容量停止計画及び作業停止計画の調整を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>ステップ1（11月第1週頃～11月第2週頃）</u>  <u>全電源が自由に計画を変更可能</u></li> <li>• <u>ステップ2（11月第2週頃～12月第1週頃）</u>  <u>全電源が計画を変更可能であるが、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が増加する変更は不可</u></li> <li>• <u>ステップ3（12月第2週頃～12月第4週頃）</u>  <u>ステップ2終了時点で供給信頼度の基準を満たさない月にある計画の変更可能であるが、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が増加する変更は不可</u></li> <li>• <u>ステップ4（12月第5週頃）</u>  <u>ステップ3までの作業調整の結果、供給信頼度に影響を与える状況が解消されない場合に個別調整を実施</u></li> </ul> <p><u>容量停止計画の調整完了以降は、原則として、容量停止計画及び発電制約を伴う流通設備の作業停止計画（30日未満、ローカル系統を含む、高圧・低圧等を除く）の追加・変更は、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因によるものを除き、原則として認めない。</u>  <u>やむを得ない理由により、容量停止計画の調整完了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認める。</u></p>	<p>・容量停止計画の導入に伴う対応（容量停止計画の調整概要）</p>

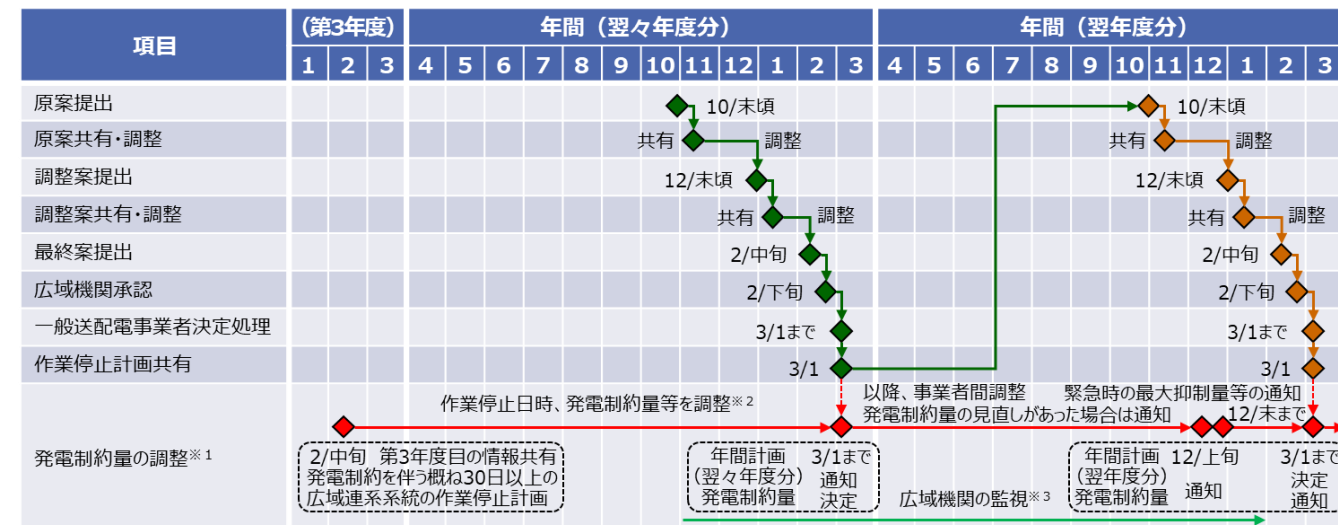
変更前（変更点到下線）	変更後（変更点到下線）	変更理由
<p>(箇条追加)</p>	<p><b>2.8.2 容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整</b></p> <p><u>年間作業停止計画では、翌々年度、翌年度分を対象として、2月中旬までに最終案を調整することとしているが、容量停止計画との整合を踏まえ、発電制約を伴う流通設備作業は、原則として、実需給2年度前の12月末までに調整を完了する。</u></p> <p><u>※次の発電制約を伴う流通設備作業も可能な限り、実需給2年度前の12月末までに調整を完了する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>広域連系統等における30日未満の発電制約</u></li> <li>• <u>容量市場の非約定電源に対する発電制約</u></li> <li>• <u>本マニュアルの適用範囲外となるローカル系統（高圧・低圧等（配電系統）を除く）における発電制約</u></li> </ul> <p><u>このため、一般送配電事業者は、発電制約を伴う流通設備作業を調整する際、容量停止計画との整合の観点から容量停止計画の調整完了以降の計画変更は困難となる場合がある旨を関係する事業者（容量市場の非落札電源や需要家を含む）に説明しておくものとする。</u></p> <p><u>また、発電計画提出者は、容量停止計画の調整完了以降に作業停止計画の追加・変更を申し出る場合、一般送配電事業者及び関係する全ての事業者（電源よび需要家）の同意を得ることとし、具体的な手続き（連絡先リストの提供等）については一般送配電事業者と協議する。</u></p> <p><u>なお、需要家の作業、新規発電事業者の連系工事、一般公衆の作業（流通設備付近におけるクレーン使用等）などについては、実需給2年度前時点では予期できない場合もあり、このような作業が原因で容量停止計画の調整完了以降に流通設備や発電設備の作業停止計画の追加・変更が必要となった場合は、一般送配電事業者と発電計画提出者は互いに協力して調整する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 容量停止計画の導入に伴う対応（容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整）</li> </ul>

変更前（変更点に下線）

2.8 業務スケジュール

2.8.1 年間作業停止計画

年間作業停止計画業務の概略スケジュールを図 2.8-1 に示す。

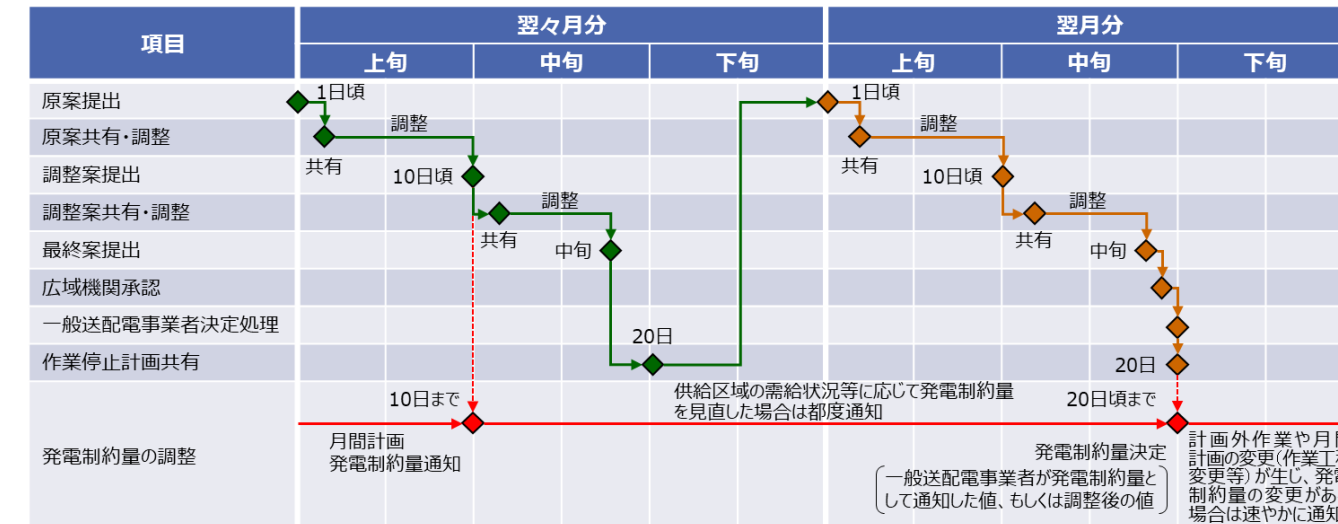


- ※1 一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めている場合は、事前に発電制約量を通知し、調整を開始できる。ただし、同一系統の全ての発電制約対象事業者に対し、発電制約量を同時期に通知する、他社が事前に通知を受け調整を開始することについて合意を得るなど、事業者間における機会の公平性の確保に留意すること。
- ※2 作業停止計画調整において通知された発電制約量を基に事業者間調整を開始してもよい。
- ※3 広域機関の監視は、年間計画（翌々年度分の原案提出）から発電制約量売買に関する個別契約の締結又は月間計画（発電制約量の通知）までを基本とする。（図は前年度1月末に契約締結時の例）

図 2.8-1 年間作業停止計画業務概略スケジュール

2.8.2 月間作業停止計画

月間作業停止計画業務の概略スケジュールを図 2.8-2 に示す。



- ※1 4、5月分においては、年間・月間調整が重複することから、年間調整値を使用することも可とする。

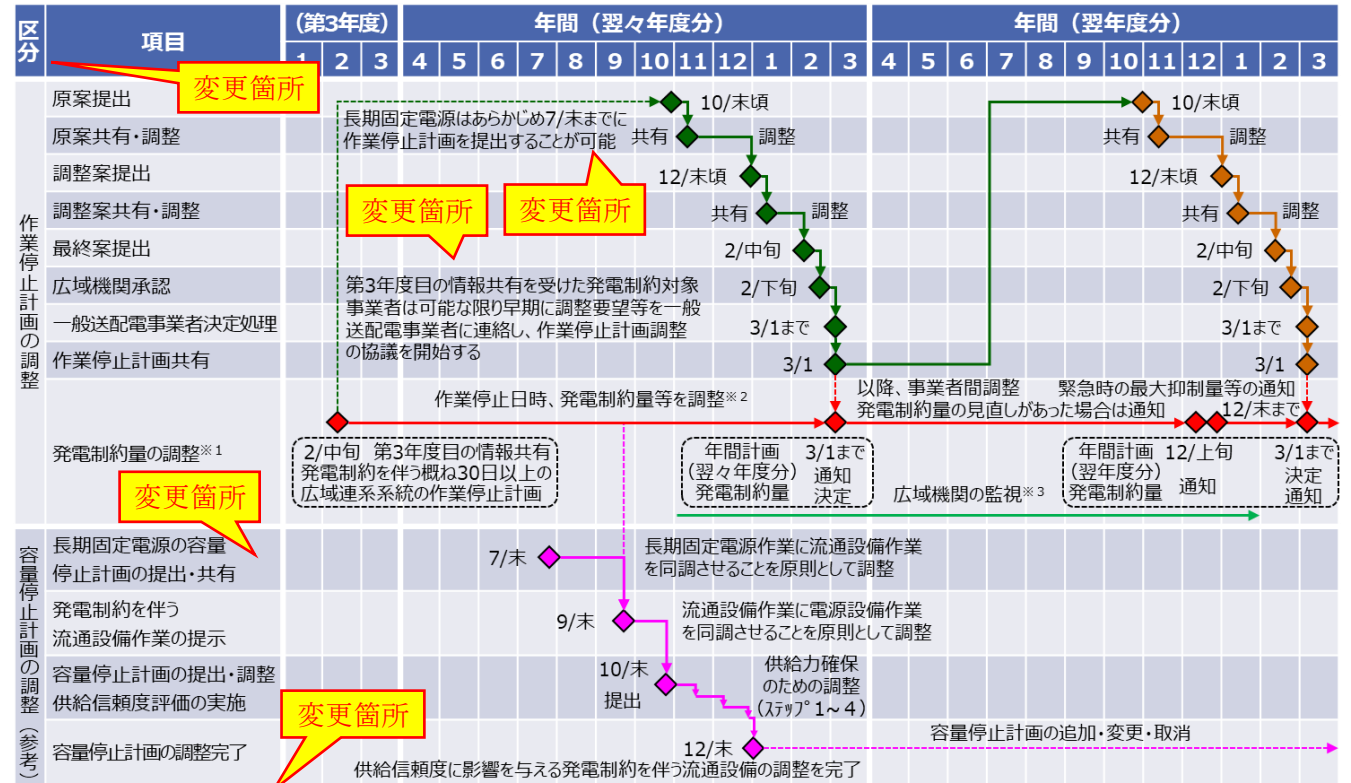
図 2.8-2 月間作業停止計画業務概略スケジュール

変更後（変更点に下線）

2.9 業務スケジュール

2.9.1 年間作業停止計画

年間作業停止計画業務の概略スケジュールを図 2.9-1 に示す。

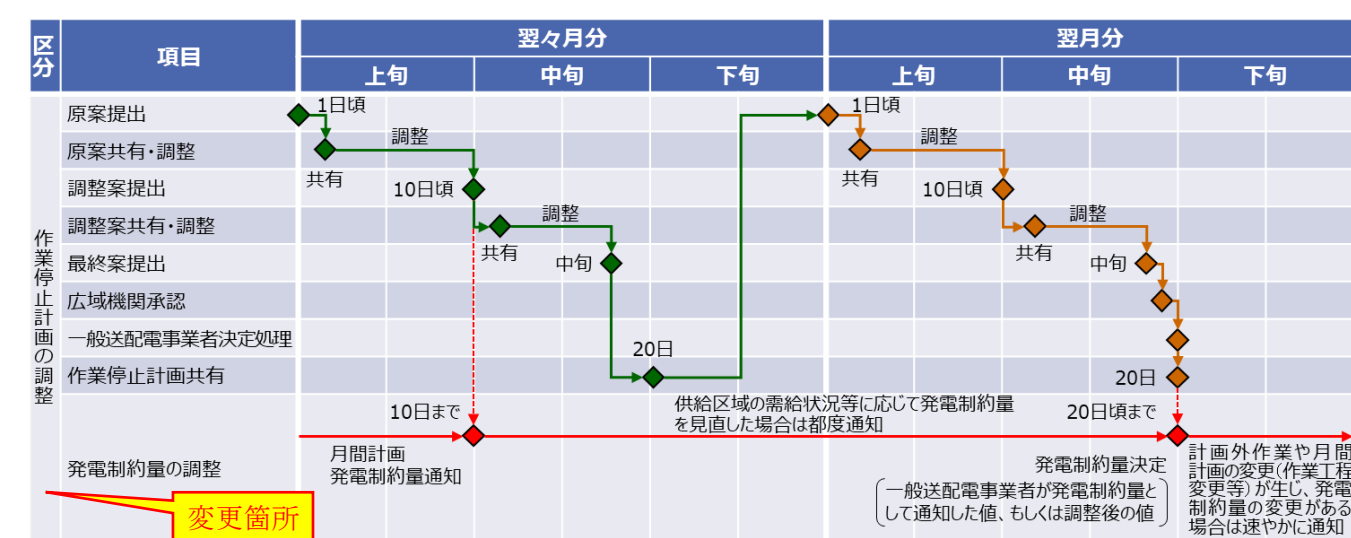


- ※1 容量停止計画の調整に影響を与える可能性がある場合や、一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めている場合は、事前に発電制約量を通知し、調整を開始できる。ただし、同一系統の全ての発電制約対象事業者に対し、発電制約量を同時期に通知する、他社が事前に通知を受け調整を開始することについて合意を得るなど、事業者間における機会の公平性の確保に留意すること。
- ※2 作業停止計画調整において通知された発電制約量を基に事業者間調整を開始してもよい。
- ※3 広域機関の監視は、年間計画（翌々年度分の原案提出）から発電制約量売買に関する個別契約の締結又は月間計画（発電制約量の通知）までを基本とする。（図は前年度1月末に契約締結時の例）

図 2.9-1 年間作業停止計画業務概略スケジュール

2.9.2 月間作業停止計画

月間作業停止計画業務の概略スケジュールを図 2.9-2 に示す。



- ※1 4、5月分においては、年間・月間調整が重複することから、年間調整値を使用することも可とする。
- ※2 容量停止計画のスケジュールについては、容量市場の初回実需給断面（2024年度）までに別途整理される予定。

図 2.9-2 月間作業停止計画業務概略スケジュール

変更理由

- 容量停止計画の導入に伴う対応（概略スケジュール）

- 容量停止計画の導入に伴う対応（概略スケジュール）

変更前（変更点到下線）	変更後（変更点到下線）	変更理由
<p><b>3.4.3 発電制約量の通知時期</b></p> <p style="text-align: center;">（箇条追加）</p>	<p><b>3.4.3 発電制約量の通知時期</b></p> <p><b>(1) 容量停止計画（翌々年度分）【参考】</b></p> <p style="color: red;">容量停止計画における発電制約量の通知時期は、「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務 編」に基づき、9月末までとなり、30日以上の広域連系系統の件名及び一般送配電事業者が必要と判断した件名を通知する。（図 2.9-1 参照）</p> <p style="color: red;">一般送配電事業者は発電制約量を発電計画提出者に通知し、発電計画提出者は容量提供事業者に共有する。</p> <p style="color: red;">なお、公平性の観点から、同一系統の全ての発電制約対象事業者に対し、発電制約量を同時期に通知することが原則であるが、9月末までに容量市場の非約定電源に対する通知が当面難しい場合は、容量停止計画の導入に伴う経過措置として、(2) 年間計画（翌々年度分）に合わせた通知も可能とする。ただし、この場合は発電制約量売買などにおいて当該非約定電源が不利とならないように一般送配電事業者は留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画の導入に伴う対応（発電制約量の通知時期）</li> </ul>
<p><b>(1) 年間計画（翌々年度分）</b></p> <p>年間計画（翌々年度分）における発電制約量の通知時期は、作業停止の年間計画（翌々年度分）が決定し、年間計画（翌々年度分）における発電制約量が決定する3月1日までとする。なお、作業停止計画の調整において通知された発電制約量を基に、事業者間調整（発電制約量の調整）を開始してもよい。その後、一般送配電事業者がエリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合、一般送配電事業者は見直し後の発電制約量を発電制約対象事業者に通知する。（図 2.8-1 参照）</p>	<p><b>(2) 年間計画（翌々年度分）</b></p> <p>年間計画（翌々年度分）における発電制約量の通知時期は、作業停止の年間計画（翌々年度分）が決定し、年間計画（翌々年度分）における発電制約量が決定する3月1日までとする。なお、作業停止計画の調整において通知された発電制約量を基に、事業者間調整（発電制約量の調整）を開始してもよい。その後、一般送配電事業者がエリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合、一般送配電事業者は見直し後の発電制約量を発電制約対象事業者に通知する。（図 2.9-1 参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>
<p><b>(2) 年間計画（翌年度分）</b></p> <p>年間計画（翌年度分）における発電制約量の通知時期は、翌々年度において通知した発電制約量の変更の有無に関わらず、12月上旬までに通知することを基本とする。ただし、作業時期の見直し等で大幅な作業調整が必要となる場合は、これに依らず、調整完了後速やかに通知することとする。また、年間計画（翌々年度分）時と同様、作業停止の年間計画（翌年度分）が決定する3月1日までに年間計画（翌年度分）における発電制約量を通知する。なお、年間計画（翌年度分）の調整中及び決定後において一般送配電事業者がエリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合、一般送配電事業者は見直し後の発電制約量を発電制約対象事業者に通知する。（図 2.8-1 参照）</p>	<p><b>(3) 年間計画（翌年度分）</b></p> <p>年間計画（翌年度分）における発電制約量の通知時期は、翌々年度において通知した発電制約量の変更の有無に関わらず、12月上旬までに通知することを基本とする。ただし、作業時期の見直し等で大幅な作業調整が必要となる場合は、これに依らず、調整完了後速やかに通知することとする。また、年間計画（翌々年度分）時と同様、作業停止の年間計画（翌年度分）が決定する3月1日までに年間計画（翌年度分）における発電制約量を通知する。なお、年間計画（翌年度分）の調整中及び決定後において一般送配電事業者がエリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合、一般送配電事業者は見直し後の発電制約量を発電制約対象事業者に通知する。（図 2.9-1 参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>
<p><b>(3) 月間計画</b></p> <p>月間計画における発電制約量の通知時期は、年間計画からの通知断面の細分化等を考慮し、前々月の10日までを基本とする。その後、一般送配電事業者がエリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合、発電制約量が決定する月間計画（翌月分）における20日頃を期限として、一般送配電事業者は見直し後の発電制約量を発電制約対象事業者に通知する。（図 2.8-2 参照）</p>	<p><b>(4) 月間計画</b></p> <p>月間計画における発電制約量の通知時期は、年間計画からの通知断面の細分化等を考慮し、前々月の10日までを基本とする。その後、一般送配電事業者がエリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合、発電制約量が決定する月間計画（翌月分）における20日頃を期限として、一般送配電事業者は見直し後の発電制約量を発電制約対象事業者に通知する。（図 2.9-2 参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>

変更前（変更点到下線）	変更後（変更点到下線）	変更理由
<p><b>3.4.5 発電制約量の通知断面</b></p> <p>年間計画及び月間計画における通知断面については、需給状況等により変動すると考えられるため、以下の断面を目安とするが、必要に応じ一般送配電事業者と発電制約対象事業者の協議の上、見直すことができる。また、再エネが大量に導入されている系統など、予め発電制約量に変動があると見込まれる場合においては、発電制約対象事業者と協議の上、一般送配電事業者は必要に応じて発電制約量を幅で通知することも可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画においては、月ごとに平日、土曜日、日祝日 <u>の各 24 点</u></li> <li>月間計画においては、日ごとに <u>24 点</u></li> </ul>	<p><b>3.4.5 発電制約量の通知断面</b></p> <p>年間計画及び月間計画における通知断面については、需給状況等により変動すると考えられるため、以下の断面を目安とするが、必要に応じ一般送配電事業者と発電制約対象事業者の協議の上、見直すことができる。また、再エネが大量に導入されている系統など、予め発電制約量に変動があると見込まれる場合においては、発電制約対象事業者と協議の上、一般送配電事業者は必要に応じて発電制約量を幅で通知することも可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画においては、月ごとに平日、土曜日、日祝日 <u>で各 48 点</u></li> <li>月間計画においては、日ごとに <u>48 点</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画の導入に伴う対応（発電制約量の通知断面）</li> </ul>
<p><b>4. 発電制約を伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有</b></p> <p>一般送配電事業者は、長期的な予見性及び透明性を確保し、事業計画や発電機作業同調の検討を促進するため、第3年度目の「発電制約が必要な流通設備作業停止計画案」について、発電制約対象事業者と共有する。</p> <p>ただし、誤った予見性を与えることは事業者の混乱を招くおそれがあるため、変更の可能性はあるものの、作業実施の蓋然性が高い件名を共有することを基本とする。</p>	<p><b>4. 発電制約を伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有</b></p> <p>一般送配電事業者は、長期的な予見性及び透明性を確保し、事業計画や発電機作業同調の検討を促進するため、第3年度目 <u>（現時点を0年度目とし3年度目＝翌々年度が対象、以下同様）</u>の「発電制約が必要な流通設備作業停止計画案」について、発電制約対象事業者と共有する。</p> <p>ただし、誤った予見性を与えることは事業者の混乱を招くおそれがあるため、変更の可能性はあるものの、作業実施の蓋然性が高い件名を共有することを基本とする。</p> <p><u>なお、発電制約を伴う作業停止計画は調整に時間を要する可能性があるため、一般送配電事業者は件名共有に合わせて、計画に対する調整要望等の一次回答期限を示すとともに、発電制約対象事業者は、可能な限り早期に調整要望等を一般送配電事業者に連絡し、作業停止計画調整の協議を開始する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画の導入に伴う対応（第3年度目の発電制約を伴う作業停止計画の共有）</li> </ul>
<p><b>(1) 共有件名</b></p> <p>発電制約対象事業者の事業計画や発電機作業時期等の検討を考慮し、以下の条件を全て満足する件名を一般送配電事業者は、発電制約対象事業者に共有することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域連系系統の流通設備停止により発電制約を伴う作業停止計画</li> <li>○第3年度目の作業停止計画（蓋然性の高いもの）</li> <li>○作業停止期間が30日程度以上</li> <li>○以下に該当する場合は、可能な限り第4年度以降を含め共有する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3年度から第4年度にわたる作業停止計画</li> <li>・複数年計画の作業停止計画（設備改修を何か年で実施するか等）</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、上記に依らず、以下のような作業についても、各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により可能な限り共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○30日程度未満の蓋然性の高い件名</li> <li>○詳細時期は未定であるが発電制約対象事業者の事業計画等に大きな影響を与える可能性のある老朽更新等の将来の長期作業停止件名（30日程度以上を目安）</li> </ul> <p>なお、変更の可能性のある件名を共有する場合、確定要素、未確定要素、変動要素を明確にして発電制約対象事業者に合わせて説明する。</p>	<p><b>(1) 共有件名</b></p> <p>発電制約対象事業者の事業計画や発電機作業時期等の検討を考慮し、以下の条件を全て満足する件名を一般送配電事業者は、発電制約対象事業者に共有することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域連系系統の流通設備停止により発電制約を伴う作業停止計画</li> <li>○第3年度目の作業停止計画（蓋然性の高いもの）</li> <li>○作業停止期間が30日程度以上</li> <li>○以下に該当する場合は、可能な限り第4年度以降を含め共有する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3年度から第4年度にわたる作業停止計画</li> <li>・複数年計画の作業停止計画（設備改修を何か年で実施するか等）</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、上記に依らず、以下のような作業についても、各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により可能な限り共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○30日程度未満の蓋然性の高い件名</li> <li>○詳細時期は未定であるが発電制約対象事業者の事業計画等に大きな影響を与える可能性のある老朽更新等の将来の長期作業停止件名（30日程度以上を目安）</li> </ul> <p><u>○容量停止計画において供給信頼度に影響を与える可能性のある夏季・冬季重負荷期（7月下旬～9月頃、12月下旬～2月頃）の作業停止件名（第4年度以降、30日程度未満の件名を含む）</u></p> <p>なお、変更の可能性のある件名を共有する場合、確定要素、未確定要素、変動要素を明確にして発電制約対象事業者に合わせて説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画の導入に伴う対応（第3年度目の発電制約を伴う作業停止計画の共有）</li> </ul>

変更前（変更点到下線）	変更後（変更点到下線）	変更理由
<p><b>(2) 共有内容</b>            個々の電源の制約状況（第三者情報）等に留意した上で以下の内容を共有する。            ○作業停止計画案（作業期間、停止範囲、作業内容、発電制約量※）            ※発電制約量：作業期間の最大値</p>	<p><b>(2) 共有内容</b>            個々の電源の制約状況（第三者情報）等に留意した上で以下の内容を共有する。            ○作業停止計画案（作業期間、停止範囲、作業内容、発電制約量※）            ※発電制約量：作業期間の最大値を基本とするが、各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により、粒度を細かくする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画の導入に伴う対応（第3年度目の発電制約を伴う作業停止計画の共有）</li> </ul>
<p><b>(3) 共有時期</b>            第3年度目の作業停止計画案について、年間作業停止計画の広域機関への最終案提出時期（毎年2月中旬頃）までに、一般送配電事業者と発電制約対象事業者間で共有し、その内容を一般送配電事業者が集約して広域機関へ提出する。</p>	<p><b>(3) 共有時期</b>            第3年度目の作業停止計画案について、年間作業停止計画の広域機関への最終案提出時期（毎年2月中旬頃）までに、一般送配電事業者と発電制約対象事業者間で共有し、その内容を一般送配電事業者が集約して広域機関へ提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>
<p><b>(4) 共有方法</b>            個々の電源の制約状況（第三者情報）が共有内容に含まれることから、発電制約対象事業者に不利益とならないよう、共有内容は公表せずに、一般送配電事業者と発電制約対象事業者間で個別に共有する。</p>	<p><b>(4) 共有方法</b>            個々の電源の制約状況（第三者情報）が共有内容に含まれることから、発電制約対象事業者に不利益とならないよう、共有内容は公表せずに、一般送配電事業者と発電制約対象事業者間で個別に共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>
<p><b>(5) 第三者における共有内容の確認（個別共有に対する透明性の確保）</b>            広域機関が、一般送配電事業者と発電制約対象事業者間の情報共有が適切に実施されているかを確認し、透明性を確保する。具体的には、一般送配電事業者が発電制約対象事業者と個別に共有した内容について広域機関へ提出し、広域機関が内容を確認する。</p>	<p><b>(5) 第三者における共有内容の確認（個別共有に対する透明性の確保）</b>            広域機関が、一般送配電事業者と発電制約対象事業者間の情報共有が適切に実施されているかを確認し、透明性を確保する。具体的には、一般送配電事業者が発電制約対象事業者と個別に共有した内容について広域機関へ提出し、広域機関が内容を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>
<p><b>(6) 系統連系希望者との情報共有の在り方</b>            一般送配電事業者は、接続契約締結済み（連系申込承諾回答済み）の系統連系希望者を対象に、原則として、連系開始希望日以降に計画している件名を共有する。            なお、系統連系希望者から発電機の連系開始前の情報提供を求められた場合、一般送配電事業者は必要に応じ情報提供することを可能とする。</p>	<p><b>(6) 系統連系希望者との情報共有の在り方</b>            一般送配電事業者は、接続契約締結済み（連系申込承諾回答済み）の系統連系希望者を対象に、原則として、連系開始希望日以降に計画している件名を共有する。            なお、系統連系希望者から発電機の連系開始前の情報提供を求められた場合、一般送配電事業者は必要に応じ情報提供することを可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>

変更前（変更点に下線）				変更後（変更点に下線）				変更理由
変更履歴				変更履歴				
バージョン	適用開始日	追加・変更内容	変更箇所	バージョン	適用開始日	追加・変更内容	変更箇所	
1.0	2018年10月1日	・新規	—	1.0	2018年10月1日	・新規	—	
2.0	2019年10月1日	・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除 ・関係会社間の調整における基本的考え方を追加 ・緊急時における考え方を追加 ・「附則」を修正	P5、55 P40 P44、45、47～49 —	2.0	2019年10月1日	・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除 ・関係会社間の調整における基本的考え方を追加 ・緊急時における考え方を追加 ・「附則」を修正	P5、55 P40 P44、45、47～49 —	
3.0	2020年10月1日	・FIT発電の送配電買取（FIT特例③）の場合を追加 ・故障電流対策のための発電機停止の考え方を追加 ・発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲の考え方を追加 ・発電制約量の調整対象の説明を追加 ・「附則」を削除	P13 P33、34 P35～39 P40 —	3.0	2020年10月1日	・FIT発電の送配電買取（FIT特例③）の場合を追加 ・故障電流対策のための発電機停止の考え方を追加 ・発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲の考え方を追加 ・発電制約量の調整対象の説明を追加 ・「附則」を削除	P13 P33、34 P35～39 P40 —	
4.0	2021年7月1日	・一般送配電事業者の通知・報告事項の通知・報告時期を追加 ・発電制約対象範囲内の同一発電計画提出者の発電所間における発電制約量の振替の考え方を追加 ・発電制約量低減の取り組みの発電制約対象事業者説明の考え方を追加 ・緊急時における発電制約対象事業者及び発電事業者等に対する一般送配電事業者の通知・説明の考え方を追加 ・「緊急時の抑制」から「公平性を考慮した発電抑制」への移行の考え方を追加 ・給電指令の妥当性の評価の観点及び給電指令に従えない場合の検証項目を追加 ・停止長期化時の検証の考え方を追加 ・緊急時の給電指令の確実な実施のための一般送配電事業者の事前通知・説明の考え方を追加	P28 P35 P42 P44 P45～47 P48 P48 P48	4.0	2021年7月1日	・一般送配電事業者の通知・報告事項の通知・報告時期を追加 ・発電制約対象範囲内の同一発電計画提出者の発電所間における発電制約量の振替の考え方を追加 ・発電制約量低減の取り組みの発電制約対象事業者説明の考え方を追加 ・緊急時における発電制約対象事業者及び発電事業者等に対する一般送配電事業者の通知・説明の考え方を追加 ・「緊急時の抑制」から「公平性を考慮した発電抑制」への移行の考え方を追加 ・給電指令の妥当性の評価の観点及び給電指令に従えない場合の検証項目を追加 ・停止長期化時の検証の考え方を追加 ・緊急時の給電指令の確実な実施のための一般送配電事業者の事前通知・説明の考え方を追加	P28 P35 P42 P44 P45～47 P48 P48 P48	
5.0	2022年4月6日	・配電事業者の作業停止計画調整を追加 ・長期固定電源がある作業系統における発電制約量配分の具体例を追加 ・系統切替先の故障停止時における発電制約量配分の具体例を追加 ・N-1電制本格適用に伴うN-1先行適用電源の扱いを追加 ・定格容量比率按分の適用が困難な場合の広域機関の確認・承認手続きを追加 ・発電制約を伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有において、将来の長期作業停止件名の共有、変更の可能性のある件名共有時の留意事項を追加 ・章構成の変更	P6、7 P18～22 P24、25 P26 P28 P56 —	5.0	2022年4月6日	・配電事業者の作業停止計画調整を追加 ・長期固定電源がある作業系統における発電制約量配分の具体例を追加 ・系統切替先の故障停止時における発電制約量配分の具体例を追加 ・N-1電制本格適用に伴うN-1先行適用電源の扱いを追加 ・定格容量比率按分の適用が困難な場合の広域機関の確認・承認手続きを追加 ・発電制約を伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有において、将来の長期作業停止件名の共有、変更の可能性のある件名共有時の留意事項を追加 ・章構成の変更	P6、7 P18～22 P24、25 P26 P28 P56 —	
				6.0	2022年xx月xx日	※変更内容の確定後に記載		